

「君が代」斉唱時に起立斉唱を強制しないよう求める会長声明

- 1 本年7月14日、最高裁判所第一小法廷は、北九州市立学校の教職員らが卒業式又は入学式における「君が代」斉唱の際に起立して歌うよう命じた校長の職務命令に反したとして課せられた懲戒処分をめぐる訴訟及び東京都における同種の訴訟の判決において、校長の職務命令は憲法19条に違反しないと判示した。

これらは、本年5月30日以降、最高裁判所の各小法廷が言い渡してきた同種訴訟の判決における判断を踏襲したものである。

一連の最高裁判決は、自らの歴史観や世界観との関係で、国旗及び国歌に対する敬意表明に応じ難いと考える者に対して起立・斉唱行為を求めることは、その者の思想及び良心の自由に対する「間接的な制約」となる面があるとしつつ、起立・斉唱行為は、「慣例上の儀礼的な所作」であり、かかる行為を命ずる職務命令は、その目的及び内容、制約の態様等に照らすと許容できるとしている。

- 2 しかしながら、「君が代」斉唱時の起立・斉唱行為は、「君が代」に対する敬意の表明と不可分であるから、単なる「慣例上の儀礼的な所作」とは言えない。「君が代」を是とするか否かは、各個人にとって自己の信条や信仰に深くかかわる問題である。卒業式・入学式における「君が代」斉唱指導が教職員の職務上の義務であるとしても、教職員が自己の信条や信仰を理由として単に起立斉唱しないという行為に対して、懲戒処分という重大な制裁をもって臨むことは、憲法上保障された当該教職員の思想良心の自由ないし内面的信仰の自由の核心部分を直接的に侵害するのであり、憲法19条に違反すると言ふべきである。

かかる観点から、当会は、今回の最高裁判決の当事者である北九州市立学校の教職員らの一部による人権救済申立てを受けて、2000年6月28日、北九州市教育委員会に対し、懲戒処分を再考し、以後、同様の懲戒処分をもって教職員に対して「君が代」斉唱時の起立を強制するという運用を改めるよう、警告を発している。

また、国旗及び国歌に関する法律が、国会審議の過程で、同法の制定によって国旗国歌を強制し、義務づけるものではないとの政府答弁がなされた上で可決成立したものであったことをも踏まえれば、上記最高裁判決の結論は容認できるものではない。

- 3 上記最高裁の各判決を通じては、宮川光治裁判官（第一小法廷）、田原睦夫裁判官（第三小法廷）が反対意見を述べ、補足意見も7の多数に上った。このことは、最高裁内部の判断が、決して一様ではなかったことを示している。

殊に、宮川光治裁判官の反対意見が、「憲法は少数者の思想及び良心を多数者のそれと等しく尊重し、その思想及び良心の核心に反する行為を強制することは許容していないと考えられる」とし、厳格な違憲審査基準に

よって判断すべき旨を述べたことは重要である。

反対意見の外にも、多くの補足意見が、「君が代」の起立斉唱の強制について、慎重な配慮を求めている。

- 4 本年6月3日、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」が制定されたことにみられるように、今後教育行政が教職員に対し学校行事等での「君が代」斉唱時における起立・斉唱を強制する動きが強まることが懸念されている。

教育現場においては、「能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養う」（教育基本法2条）ことが肝要であり、そのためには教職員の自主性及び自由はきわめて尊重されなければならないものである。

当会は、思想及び良心の自由の重要性をふまえ、教育行政に対し、教職員に対する「君が代」斉唱時の起立・斉唱を強制することがないよう、また、起立・斉唱をしない者への懲戒処分等の不利益取扱いを行うことがないよう、ここに改めて強く要請する。

2011年（平成23年）8月4日

福岡県弁護士会

会長 吉村敏幸